大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月20日 香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

田山り城女			
届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目6番 10号	
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称 所在地 (仮称)ホーム 香川県高松市西 プラザナフコ 植田町字北稗田 西植田店 1059番1外6筆	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又 は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名		小売業者住所株式会 代表取締 北九州市小倉社ナフ 役 深町 北区魚町二丁コ 勝義 目6番10号	
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年12月1日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		2,709平方メートル	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容 台数	位置(別添配置図No.) 収容 台数 駐車場(図面3 建物配置 図兼平面図) 60台	
	駐輪場の位置及び収容 台数	位置(別添配置図No.) 収容 台数 駐輪場①(図面3 建物配 置図兼平面図) 10台	
	荷さばき施設の位置及び面積	位置(別添配置図No.) 面積 荷さばき施設①(図面3 60.0平方 建物配置図兼平面図) メートル 荷さばき施設②(図面3 60.0平方 建物配置図兼平面図) メートル 合計 120.0平方 メートル	

		位置(別添配置図No.)	容量
	廃棄物等の保管施設の 位置及び容量	廃棄物等保管施設(図面3建物配置図兼平面図)	27.0立方 メートル
		合計	27.0立方 メートル
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開店 時刻及び閉店時刻	名刻	引店時 備 刻 考 -後9時
	時刻及び闭店時刻	ナフコ 00分	00分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		車場利用可能時間帯
			前6時30分 午後9時30 分
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	■ 計畫提Na / Pul 出入	 位置(別添
			配置図No.)
		駐車場(図面3 建物配置図兼 平面図) 2箇 (出入口①、 出入口② 図面3 建 勿配置図兼 严面図)
		合計 2箇 所	
	荷さばき施設において荷 さばきを行うことができる 時間帯	荷さばき施設No.(別 添配置図No.)	荷さばき可 能時間帯
			午前6時00 分~午後10 時00分
			午前6時00 分~午後10 時00分

2. 届出年月日

平成28年3月31日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課 縦覧期間 平成28年4月20日から平成28年8月20日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年8月20日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経 営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧 に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地エ 意見の内容	
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ	